

平成 25 年度第 2 回史跡井野長割遺跡整備検討委員会議事録

日 時 平成 25 年 10 月 12 日 (土)

14:30～16:30

場 所 佐倉市役所 1 号館大会議室

出席者 (委員) 山本暉久委員長、設楽博己副委員長、山田昌久委員、山田康弘委員、
福井善樹委員、正司美香委員

(事務局) 田中喜代志課長、宍戸信副主幹、小倉和重学芸員・松田富美子学芸員

(オブザーバー) 渡邊修一・米谷博 (千葉県教育委員会教育振興部文化財課指定
文化財班)、吉田卓次 (井野小学校)

1. 挨拶

事務局より文化課長

2. 報告事項

- ・第 2 回住民説明会の報告

隣接 57 戸を対象に、3 組 6 名が参加、文化課は課長以下 4 名が出席

住民の意見は添付した資料を参考にして欲しい。

事務局へ意見を頂きたいということでお話をした。

- ・事故報告

台風余波による高木の枝が落下し、近くにお住まいの住民の車を傷つけてしまった。

保険で対応。

井野っ子山の中央付近のベンチ脇で焚き火があり、住民の通報で警察が対応。

3. 検討事項

『近隣住民の考え方』について事務局から概要説明

委員長 基本的には、防犯安全を含めて不特定多数の立ち入りをしてもらいたくなく、園
路整備も必要ないのではないかということ。委員の意見があれば聴きたい。

委員 井野長割遺跡は、盛土があり、窪地があり、異形台付土器がある。ミステリアス
な場であると感じている。縄文を勉強するには、非常に重要な遺跡だ。地域の方
にも見てもらい、学校の教育の場にもなり、佐倉市にとってはいい場所になる。

いかに活用するかによって、いかに整備保存していくかというふうを考えるこ
とが先である。

委員 (住民と事務局の) 両方の考えがわかるので、非常に難しい問題だ。住人は (遺
跡の) すぐ傍なので、安全対策面は即生活・命に関わる。国の史跡であるという
ことを考え、外に向けて発信していきたい。住民に愛されない遺跡も悲しい。両
方まったく相容れないところもあるが、どこかで妥協点を探る必要がある。

やり方によってはボランティアで遺跡に参加しようという意思があるということとは前向きに捉えてよい。そういう意見があることは、今までにない維持活動を考えるきっかけになる。

委員長 整備にあたっては、近隣住民からも愛されないと意味がないので、そのための整備をやっていくために委員会はある。そういう意味で、よりよき姿を求めて行きたい。純粋に整備と言う観点からいうと、立ち入りを制限するとか認めないとか、園路をつくらないということがどういうことなのかという気がしないでもない。

委員 (事務局の)説明と文章を拝見して意見はだいたい理解したつもりである。近隣住民の中には、あの場所を活用してほしいという意見はまったくないのか。園路が必要だという意見はないのか。

事務局 ない。

委員 静岡県の登呂遺跡という住宅地にある遺跡がある。昭和 20 年代に調査され、30 年以降いろんな植栽をして遺跡の森を造っていた。(樹高が) 20m ぐらいになってきていて、近隣住民から木の高さが怖いという意見がある。自然の森と違って、人工的に造った森なので、住宅地の脇に 20m を超えるような木が立っている。

台風で枝が落ちた話が先ほどあったが、自然の森ではあの(井野長割遺跡の森の)形はありえない。木が倒れたときに、2、3軒影響を及ぼすような高さになっている森なので、全員の方があの森が怖くないと思っているのか。聞いていないのでわからないが、あの森を見て危ないと思う方はいないのか。

本来ではありえない形になっている森なので、自然の状態に戻そうとすれば、これから先木が倒れて下から若い木が替わっていく、あるいは蔓が木に巻きついて、蔓の中で木が成長できなくなってしまうというような状況になっていく。臨界点に近い状況になっているが、それを怖がる方はないのか。

事務局 今のところ怖いとか、どうにかしてくれということはない。

委員 静岡市の登呂遺跡は、遺跡の森が怖いからもう少し低い森にしてくれとか、そういう意見も出てきた。その辺の感覚は一人ひとり違うので、その方の安心できる観点がある。前の委員会の時は森が今の状態だと怖いのでやめてくれという意見が出て、今度はあの森を触らないでくれという意見が出ているが、それぞれの土地柄もあるし、土地で生活してきた人たちが子供だった頃の高さと、大人になってからの高さが全然変わってしまったという経験の中で、今あの森で安心していると思うが、私の経験で聞いてきた住民の中には両方(の意見が)ある。森を残したいという意見もあるし、森が怖いという意見もある。

いろんなバランスの中でいろんな意見が出てくると思う。今回の意見の中は、あの森にあまり手をつけるなという意見だが、本当にそうなのか聞いてみないとわからない。これが自然の状態なのか、里山の状態なのかというようなことを考えると違和感がある。

事務局 怖いということになるかわからないが、スズメバチの駆除とか剪定の要望はいただいている。

委員 森は年月を経るにしたがってどんどん変容していく。里山と言うのは近代の概念で、縄文里山というのはある考古学者が言っているが、縄文の集落の周りは住居の用材を調達したり燃料を調達したりとかをやって、高くなった木々を放置していないのが縄文里山と思う。いろんな方々にお話してあげてもいいが、それを説き伏せるつもりはまったくない。あの森が不自然な状態にあるという認識を説明する必要があるし、森をどう活かしていくのがいいのかというのは、確かに園路というものに対する認識が違うのかもしれない。園路は遺跡を見て散策するためにつくるところと思う。その遺跡のいろんなことを見ようというところで、どの遺跡公園でも園路をまったく開放しているところもあるし、ガイダンス施設の中から入る園路を計画しているところもある。これ（井野長割遺跡）もまだ説明が足りなのではないか。

不特定多数と言うのは、今の都市生活の中で怖いという考えもあるのかもしれない。むしろ、いろんな人が接するというのは決して怖いだけではない。事務局側と住民との間でもう少し突っ込んで話をすれば、しっかりと場所（遺跡）に愛着をもっていると思う。説き伏せるのではなくて、中身を詰めて話していけば、わかってもらえると思う。

どういう風にするのかというデザインだけが説明されていても駄目だ。どうやって子供達や住民に愛される場所にするかということを説明することが必要だ。

委員 （住民意見は）非常に多岐にわたっている。確認しておきたいことは、保存と言う事であればクローズにして維持管理ぐらいで放っておくのが一番良い。最近の史跡、文化財に関しては活用ということが強く求められている。これは文化庁、行政側だけではなく国民の声でもある。活用と言う事を考えれば、公開が原則だということ。

近隣住民も反対しているわけではなくて、公開するにしても許可制を導入してはいかかかという提案だ。許可制となるとオープンな状態ではなくて、むしろクローズな状態になってしまう。煩雑な許可、許可証を書いて送るということになると、開かれてないというイメージがついてしまう。

レベルは違うが、天皇陵、陵墓は立ち入りが一切禁止で、最近では宮内庁が柔らかくなって学会の立ち入りは認めているが、それも許可制である。それに対しては国民の間から、もっと多くの事を知りたい、本当の天皇陵を知りたい、見たいという声も強い。縄文文化を知りたい、文化とは何かを知りたいというのも強い要望としてあると思う。許可制というのはいかがか。

（私）も）近所に住んでいて、最近の世の中は昔とはずいぶん変わってきたから、自ら命を守る、行政もその辺のケアも必要だと思う。地域の方と一緒に知恵を出

し合いながら、景観を維持しつつ防犯も探っていくのも大事だ。園路の問題とか色々あるが、まずは基本的なところで許可制はいかがなものか。

委員 基本的には保存ということだけではなくて、活用も一緒に行う。活用を行うにあたって、現地が公開されているということが本来的なあり方だ。秋田県にある大湯環状列石は、以前は金網の柵があって中には入れなかったが、今はいかに活用してくかという流れの中で柵が完全に取られなくなった。周辺に様々な復元施設が造られて、史跡公園として活用が行われている。

許可制と言うのは、特定の人間に対するクローズということになるので、国史跡という性格からしていかがなものか。国史跡として活用するということであれば、一般の方に対しての自由な公開と言うのは原則論になってくる。問題は、アプローチの仕方である。周辺で宅地化が進行しているので、配慮する必要がある。

たとえば、入口の問題、園路の中における動き方、人の移動の問題等々については、十分な配慮が必要と考える。

その際に、園路を設けるかどうかというのは別の話だ。まず、公開が原則であるということは十分確認しておくべきことだ。

委員長 長い経緯でこの井野長割遺跡が開発から保護されて史跡として指定されたという経緯があるが、今後いかに活用していくかということがこの委員会に課せられたと認識している。

あの山は、あのまま放置していても史跡になっているから壊れないわけだが、あれをぱっと見て環状盛土遺構があるようには見えない。景観的に見ても現状のままではよくわからない。看板一つ見ても難しいので、整備をしていく必要はある。それもやはり公開を前提にしておかなくてはならない。まったく立ち入りを認めないとか、許可制にするということでは難しい。史跡の活用の面から言うと、見学を認めていく方向で進めざるをえない。

どうしても見学者は不特定多数になるので、それに対する防犯上の問題だとか、様々な問題の議論があろうかと思う。活用の観点から言うと、公開し、かつ中に立ち入って見学をして、史跡の重要性を認識してもらうというのが必要である。

近隣の住民の方を含め、愛されるような遺跡として位置付けていかなければならない。やはり、そのままの状態、史跡になったのだから何もやらなくていい、多少草刈ったりする程度でいいんだ、ということでは整備の状態とは言えない。その辺を事務局と近隣住民とで話をしながらより良い方向に持って行ってほしい。

委員長 事務局のご意見は？

事務局 公開活用という点からすれば、人の出入りをさせないというのは公開の意に反するというか、そぐわないことだと思う。この遺跡は盛土だけの遺跡ではないので、いろんなものがセットになって、窪地があって、盛土があって、斜面に埋め立て

があって、食べた貝を捨てた貝塚があって、縄文人がムラと外を出入りしていた道があって、その脇にお墓があってというようなところは、外側からだけでは見えないいろんな角度から中に入って見ていただくことが遺跡の本質的な理解となる。

図面を見て外から見て想像していただくというのは、誤解を招きかねないというか、本質的理解には繋がらない。本質的に理解をしていただくには、中に入って現位置を見てもらうというのが一番の学習になると考えている。

先ほど委員の方から、現在の森が自然の森ではないとの話があったが、井野長割遺跡の主体を占めるのはイヌシデと呼ばれる近世以降薪として使うために植林されたものが現状残っていて、20m近い高さになっている。

文化庁の方から懸念されたのは、今後マウンドの上にあるシデの木が倒木ということになると、盛土、遺構を傷める。盛土に限らずその下にある遺構、竪穴住居があるかもしれないが、そういった地下の埋蔵文化財に影響をきたすような状況になると、放置しておくのは文化財保護、マウンドの保存という観点からしてもいかなるものかということ。文化庁の調査官はまだ現地を見ていないが、かなり高木化した、後世植林したシデについては現状のままではいかなるものか懸念している。マウンドの保存という観点から一度現地を見ていただいて、文化庁なり県なりご指導を賜りたいと考えている。

事務局としては、公開活用という方向性であるので、立ち入りは前提と言う事で考えさせていただきたい。

委員長 事務局サイドと委員会の意見が一致したが、基本的には公開活用していくということで、立ち入りを認めるということで話を進めていきたい。

県はどのような立場か。

県文化財課 各委員と事務局の意見を聞いたが、基本的に県としても同様に考えている。高木が周辺の住宅地にどういった影響を及ぼす恐れがあるのか、という意見があったが、実際に県内にある天然記念物に指定されている社叢林で、周辺より高い木の枝が折れ住宅を傷めた事故があった。周辺の住民から木を切って欲しいという意見があったので、現状変更で対応したケースがあった。天然記念物として森そのものが文化財として指定されているわけだが、そういうところでもこういうケースがあった。20mにもなる木がそのまま立っているというのは危険性が高い。

文化財保護法第4条に、できるだけ公開するという文言がある。住民の意見書からは欠けた視点である。この（文化財保護法第4条）2項については、住民に説明し、理解を求めていく必要がある。間接的な活用方法だけでは、史跡として保存していく意味すらなくなってしまうと考えている。どれだけお互いの意見をすり合せて適切な保存方法、活用方法が考えられるかということを粘り強く話し合うべきだ。

委員 活用は確かにすべきだと思う。その話が園路と、不特定多数の人が入るといふことの不安に対する意見に集中している。もう少し事務局が、ここはこういう感じになって、こういう使われ方をしますという説明をして、園路が怖いということに繋がっているわけだが、その不安は何かといえ、どんな風になるかが見えないからだと思う。心配をしないような状況を作り出すとか、こういう風に使うという説明をすれば、この意見というのは情報が良く見えないから不安だといふふうに私は思う。

この方（意見書を書かれた方）だつて真剣に考えられていて、この場所についてただ単に何もするなといふのではなくて、いろんなことに協力すると書いてあるので、ここがどんな場所になってどういう風な使われ方をして、例えば一月にどれぐらいの人が入ってくるようなデザインにするとか、夜は入って来れないような状況にするとか、具体的な内容をこちらで議論してもいいし、事務局で案を作って私たち（委員会）の方で補足してもいいが、そういうことをすることによって、住民との間の不信感を払拭するようなことをしていければいい。要するにお互いまだ話が足りない、それぞれの意見が伝わっていない、不安もそういう中での不安だと思う。

委員長 基本的には立ち入りを前提とした上で、防犯上の問題だとか園路はどういう風にしていくのか、ということこれからお話する。事務局からの考え方を中心に話を進めていきたい。

出入りが可能だという立場から、住民のみなさんが心配されている安全防犯対策、管理上の問題をどういふふうに見なければならぬかといふことで、事務局から考え方をお話したい。

事務局 出入口については、南側の1か所、バイパス道路があるが、北側の住民側のほうではなくて、南側の1か所に限定する方向で考えている。北側の住民の方については出入り禁止、当然車両の駐停車禁止ということになる。

基本的には時間制限、立ち入りにしても前提として夜間の利用は想定していないので、照明もつけない。必然的に夜間使わないとなれば9時5時とか、9時4時といった時間制限を設けて入ってきていただくといふことは一つの策だと考えている。

井野っ子山との出入口、井野小との出入口が1か所開いていて、通行が自由にできるようになっているが、前回教頭先生の方からは、児童の登下校は原則校門からしかさせない。井野っ子山の方の裏門は使わせていないということなので、学校側からも徹底していただいた上で、今自由に出入りできるところに門扉を設けるなどして完全に封鎖する。井野っ子山も史跡の一部だが、学校敷地といふことで安全防犯上学校の許可なく入れないようにする。あそこは封鎖しても構わないのではないかと考えている。

児童の登下校に限らず、放課後や休日も含めて自由に通り抜けができないような方策は当然考えても良いのではないか。

それに加え、防犯カメラも一つの策だが、遺跡の規模が比較的よその遺跡にくらべて井野長割はコンパクトで小規模だということ、想定される見学者数、おそらく日にしても1日10人、5、6人とかそういった想定人数を考えているが、そういった見学者数や遺跡の規模、夜間の利用はさせない、出入口は南側の1か所に限定するということから、当初は防犯カメラの設置は考えなくてもいいのではないか。状況を見ながら判断していきたいと思う。最初からカメラがあれば犯罪の抑止力にはなると考えている。

一応、出入りの前提となる安全防犯の一つの策として事務局の方から案を申し上げた次第である。

委員長 教頭先生、何か話あるか。

井野小 (裏) 門が閉まっていれば、とくに問題はない。

委員長 今回の焚き火(事件)は入り込めたのか。

井野小 あそこから入って来たかどうかはわからない。

委員長 フェンスとか考えないとならない(指定地の中のところに)。入口は一つにするとしても小学校との境があるので、(井野っ子山の)横から入れないようにすることを考えないといけない。

委員 入口はどういう風に整備されるのか。近隣の方は、あの中に入って行って森の下を歩きたいという意見はないのか。森との関係を近隣の人が持っていて、あの中に入っていくと心が落ち着くとか、そういう意見があるのであれば、全部閉めてしまうとそこがまた難しいところだ。

事務局 全員の方かはわからないが、まったく手を付けないで立ち入らないのがベストと考えているという話があった。(焚き火事件は)近くのお住まいの方が通報していただいたが、私どもは常にそこにいないので、していただいたことはありがたい。カメラも大切でしょうが、人の目が一番の遮る力になるのでは。住民の方とはうまくすり合わせをしていいかたちでもっていききたい。

活用方法の中の意見にもあるが、展示スペース・案内スペースを設けた場合ということで書いているのだろうが、井野小正門付近の側道側に入り口を設けてくださいとある。限定する入り口は側道側、小学校正門付近にしてくださいと書いてあるが、史跡立ち入りということになれば有力な場所である。民地を通らないと史跡に入りづらいので、学校側からのすり合わせというのも一つの選択肢であるので、学校や教育委員会で検討していく。それだと、外に土地利用を求めなくてもいいので可能性の高い方法の一つではないか。

委員 登呂遺跡の場合は、年寄りが木陰で一日話をしているとか、子供も自由に入って楽しんでいるので、まったく閉めてしまうというのは近隣の方から言うと自分た

ちとはかわりがないという状況になってしまうのが心配だ。入り口を決めて、不特定多数の人の進入を防ぐということと、近隣の方が傍の森として親しむことは相反する。どっちを採るということは難しい。

入り口に人がつくようなことになるのか。入り口は9時から開けて5時に閉めるというかたちになるのか。

事務局 まだその辺は具体的には詰めていない。入り口をどういうふうにするかによる。
委員 ガイダンス施設との兼ね合いがある。三角土地から入るとというのが一つの案であった。ガイダンス施設には職員なりの配置が考えられるが、常駐していただくのか。

事務局 ガイダンスは土地の問題と絡んでくるので迅速というわけには難しいが、将来的には人が常駐して制御できるような形を考えている。

委員長 (資料に) 添付写真があるが、南側の入り口というのは？

事務局 ガイダンス施設は長期的な視野で考えるが、それまでに入り口をどうするかというときに、正門を入れて三角形の土地と学校のフェンスの間に、幅4、5メートルの法面があるが、そこに通路を新設するのが一つの案である。井野小と三角形の土地の段差が1.5mほどある。境界杭と学校との間は幅4mある。事務局ではここを通路にしてはどうかと考えている。

学校の法面に通路を設けると、必然的に出入口は学校の校門からとなるので、その辺で防犯対策をどうするかが課題だ。

現状、民有地がいかなともできない状況にあって史跡に入る進入路としては、学校の法面を通路として使うのが短期的には一番可能性の高い策と考える。

委員長 学校から入るといえるのはいかなものか。

井野小 手前の三角形の土地は学校敷地だと聞いているが、そこから入れるのではないか。
事務局 実は違って、(手前の) 三角形の部分(コンクリの擁壁の部分)が学校用地である。学校の方が高く史跡の方が低いので、自然と緩やかなスロープになる。

委員長 入り方の詰めがあるが、基本的には南から入ると考えてよろしいか。北側は入らせないということ。学校から入っていくのは気になる。不特定多数の見学者が入って来る。

事務局 どういった方法があるのか考えてみる。他の事例もいくつかあるので、事例もふまえて相談させていただく。

委員 子供に対する危険という点ではいけないのかもしれないが、井野小学校の中に史跡にかかわるような施設を併設できないか。

委員長 空いているところがない。

事務局 生徒数が増えることが見込まれているので、余裕教室が出ることはない。(現状は)プレハブで対応していて、きちんとした校舎を建てなければいけないという話が出ている状況だ。

本来ならそういうこともぜひできればと思うが、人口が流入している状況だ。

委員長 隣接地を買えれば良いという話になったが、なかなか進んではない。

委員 民有地は交渉に時間がかかるのであれば、今は設置する場所がないということか。

事務局 現状は民有地である。交渉は長いスパンで考えて続けていかなければならない。それがいつになるかわからない中で、それに代わる出入口ということで文化課独自で考えている段階なので、学校や教育委員会の施設の方と詰めないに進まない検討課題である。

委員 駐車場の件も頓挫しているのか。

事務局 はい。

委員 駐車場も設けられない状態が、住民の不安でもある。違法駐車もそうだが。

委員長 それと関連して、園路のあり方をどうするか。事務局としてはどんな考え方を持っているか説明してほしい。

事務局 園路の構造というか仕様自体は、遺跡の規模が比較的小規模で三内丸山のように広大なところを長時間歩くというような遺跡ではなく、歩く時間が短いということと、一度に大勢が歩くということは、公民館とかNPOとかそういったサークルが使用するとか、学校の生徒が総合の時間に行くとか、比較的大勢の人が来ることは限られているので、通常は少人数であること、歩く時間が短い、台地の平坦面を歩かせる、斜面からは歩かせないという想定なので、ちゃんとした舗装の道路を設けなくても、簡易な仕様でいいのではないかと考えている。

一つは、ウッドチップ（を考えている）。遺跡の景観を損なわない、なおかつ簡単なものということで考えている。

（会議資料のカラー写真で、川越市河越館跡について紹介）

井野長割と周囲の環境が似ており、小学校脇の史跡である。ガイダンス施設は余裕教室を使っている。チップは幅1.5mほどだが、時間が経つと草が進入してくる。土系舗装は長年風雨にさらされてクラックが入ったり、土砂が流出して水の通り道になってしまっている状態である。芝生張りにしてあるが、よそから盛土をして植栽やトイレを作っているが、よそから持ち込んだ土に竹の根やクローバーの雑草が入っていたもので埋めたので、あとからクローバーが群生してしまったり、竹の根が伸びてきてしまい大変な状況になってしまったという苦労話を聞いた。クローバーが群生するたびに、職員が除草する。

学校との関係を見ると、目隠しのために植栽を植えてある。裏門は史跡と学校を直接つなぐところである。登下校は遺跡の中を歩いて登校できるようになっている。とくに防犯カメラは設けていない。フェンスをよじ登って簡単に入れないようになっている。

史跡の出入り口は車いすでも通れるように傾斜をつけて平坦にしている。トイレも車イス対応の仕様になっている。史跡と小学校が隣り合わせの例だが、長割

と違って木を一切伐採して芝生張りにしてあるので非常に見通しが良い。なので、不審者がフェンスを乗り越えて入ろうと思うと外から見えるので犯罪の防止になる。見通しが効くということが犯罪の抑止になっていることが、長割の森の状態と違うところである。

長割についても、チップにして歩いて見てもらう。それ以外のところは入らせないというか、必然的に通路の部分人間が歩くので必要以上のところには保存の主旨から立ち入ってもらいたくないということから、このような簡易な通路でよいのではないかと考えている。

そういった案と、園路を設けずに立ち入り禁止区域を明示しておいて、ロープで囲うなどして逆に自由に散策してもらうというようなパターンも考えられる。以前、委員が、遺跡の大きさと使用頻度、来る人数を考えれば、ちゃんとした園路を造らなくても、踏み分け道みたいなものにしてその部分を歩かせて自然にそこが踏み固められて通路になるというようなものでもいいのではないかとという意見もあったが、それも一つの手ではないか。

チップにしても踏み分け道にしても、この遺跡の景観を害するものではないと事務局では考えている。立ち入り禁止区域は明示して、そのほかの部分には園路を造るか造らないかは別として（自由に歩くかは別にして）、入ってはいけないところは明示する。その上で園路をどうするか、チップにするのか、踏み分け道にするのかというようなことで考えていきたい。

チップにしても、絶対そこに草が生えないというわけではなくて、チップを撒いても生えてきてしまうものなので、定期的に人を歩かせたり、チップを上乗せしたり、あるいは、そのまま歩いているうちに沈んでいってそこが踏み分け道のようなかたちで最終的には収まるというのであれば、メンテの問題だが、チップを毎回撒かなくても結果的に踏み分け道になればそれはそれでもいいのではないか。一つの案である。

委員長 前に園路のルートを考えていたが。

事務局 台地の上の部分は歩いていただけるが、斜面は危険であるし土砂が崩落してしまうということもあるので、将来的な整備の過程で谷底をどうするかという問題もあるが、現状は台地の上だけを見て歩いてもらう。

安全防犯対策、近隣住民への配慮ということもあるので、園路をどういうふうに戻すかということは、園路の仕様とか構造とは別に考えなくてはならない。現状はマウンドを除く部分、その下の平らな部分を歩かせるということころだ。

委員長 園路だけを歩かせるのはどうか。

事務局 園路にロープを張るということか。それも手です。

委員長 いずれにしても維持管理は絶対必要だ。

委員 川越のように全部（木を）切ってしまうれば防犯上は問題ない。森を残すという意

見ではなくて、森を全部切って安全にしようという意見はなかったのか。

事務局 今までの委員会の中では、あの森も一つの価値というか、長年形成された森でもあるので、よその遺跡のように全面芝生張りのようにはしないで、現状のまま歩けるような森でという方向できている。

この遺跡の特徴は盛土なので、現状のままでは見にくい。文化庁が懸念されていた倒木による盛土の破壊ということもあるので、全部が全部今のままで良いのかということもある。今のままだと外からだとわからないので、中に入って盛土の裏まで見てもらう。

委員 もう一つ、車いすの方に入ってもらえるようなかたちで、ユニバーサルデザインで入り口からちゃんと全体に段差なく造ろうとか、いろんな遺跡では注意されているが、この場合には車いすの進入は考えているのか。

事務局 計画書を作成した段階では、車いすやベビーカーへの配慮と書いてあるが、現状は小学校の脇の通路の部分、基本的にはそういった方は中に（入れるの）は厳しいと考えている。

通路のフェンス沿いの今ある通路の部分は車いすでも十分通れる状況なので、その部分から見ていただく。そこまで追求すると、あらゆるところまで求めたらきりがないので、その辺は一線を画して井野長割はウッドチップなり、踏み分け道なりに入れる人は入って見ていただき、ベビーカーや車いすについては、申し訳ないが外側から見てくださいと割り切るべきだと考えている。

委員 なかなか難しいが、車いすの方から私たちに優しくないと意見が出る。

事務局 基本計画の中で三角の土地をガイダンススペースと考えているが、そこから進入できればバリアフリー的な方策も考えてみようと思ったが、現実には先ほど話したように厳しい状況にある。

ただ車いすもオフロードタイプの車輪もあるようなので、どの程度下が固ければ使えるかわからないが、そういったものをこちらで用意してそれに乗り換えてもらって中を歩くのが可能なのかどうかを検討してもいいのではないかと。絶対入れないというのはかわいそうだ。

委員 それは検討しないといけない。河越の方はチップがバラバラしているが、叩いて平らにするような工法もあるので、工法で対応できるのであれば、他に物理的な条件でだめだということがあるかもしれないが、チップでやるのであればそういう方法もある。

委員長 今日の意見を通じて、細かい点、防犯の問題とか園路のあり方とか入り口のあり方とかまだ未解決な部分もあろうかと思うので、事務局で案をまとめていただき、住民に説明していただいて、意見をまとめて話を進めていきたい。

事務局 先生方にいただいた方向性ということで、立ち入り禁止ではなく、中に入って活用していくという方向性の中で、一方住民とすり合わせていかなければ、安全面・

防犯面といったところの心配を払拭できないというご指摘もいただいた。園路の出入りの問題、仕様の問題があるので、その辺は住民と連絡を緊密にとって話をさせていただく中で、学校、関係部署との調整が必要となるので、関係各課と意見の交換、協議を進めながら進めてまいりたい。

本日の内容については、住民の方と次回説明会を11月中に開けたらいいなと思っている。代表の方と日程を調整して、先生方からいただいたご意見、住民の方とすり合わせてくださいということをもって、次回の委員会にかけさせていただく。キャッチボールをうまく投げながら進めていきたい。

委員長 国との調整もお願いします。国の考えもあるだろう。住民の要望について話はしてあるのか。

事務局 はい。

委員 園路について、住民の是非（造るべきか造らないのか）の心配が強い。委員会としての意見が活用ということを打ち出すのであれば、園路は必要であるということでもよろしいか確認しておきたい。

委員長 今日の委員会の結論では、そういう方向で進めさせてもらうということでもよろしいか。

委員 はい。

4. その他

事務局より普及事業と維持管理の報告

10月5日（土）に志津公民館で一般成人40名に対して長割についての説明を行った。

7月に下草刈りを実施し、10月15・16日に剪定作業を実施する。